【韓国】公共外交(パブリック・ディプロマシー)法

海外立法情報課 藤原 夏人

*2016 年 8 月 4 日、「公共外交法」が施行され、政府間交渉を主体とする従来型の外交を 補完する「パブリック・ディプロマシー」の法的基盤が整備された。

1 背景と経緯

近年、「パブリック・ディプロマシー (Public Diplomacy)」と呼ばれる外交が、各国で推進されている。従来型の外交が、政府間交渉による外交であるのに対し、パブリック・ディプロマシーは、政府が民間の協力も得ながら相手国の国民や世論に直接働きかけを行い、「ソフトパワー」(注1)を活用して自国に対する信頼や肯定的イメージを獲得し、国際社会における自国の影響力を拡大させていこうとする外交である。

民主化やグローバル化の進展、情報通信技術の発達により、NGO、マスメディア等、政府以外のアクターが政策立案に与える影響が拡大する中、外国の国民や世論に直接働きかけるパブリック・ディプロマシーの重要性に対する認識が世界的に高まりつつある。日本においても2004年8月、外務省にパブリック・ディプロマシー担当部署が新設された。

韓国も 2010 年以降、ソフトパワーを活用したパブリック・ディプロマシー(韓国での呼称は「公共外交」)を外交政策として本格的に推進し始めた。2010 年 5 月、外交通商部(部は省に相当、2013 年 3 月 23 日に外交部に名称変更)は「公共外交元年」宣言を行い、パブリック・ディプロマシーを韓国の主要外交政策の1つに位置付けた。また、2011 年 9 月に公共外交大使を設置し任命するとともに、2012 年 1 月に組織改編により公共外交政策課を新設するなど、パブリック・ディプロマシーを推進するため、体制整備を進めてきた。

他方、韓国のパブリック・ディプロマシーには外交部以外の省庁や地方公共団体も関わっており、個別に政策を実施してきたため、事業内容の重複や対象国・地域の偏重等の問題が生じていた。これらの問題を解消し、パブリック・ディプロマシーを体系的かつ効率的に推進するため、2016年1月8日、「公共外交法案」が国会本会議で可決され、同年2月3日に公布された(同年8月4日施行)。

公共外交法は本則 13 か条及び附則から成る。外交部長官による 5 年ごとの公共外交基本計画の策定、外交部長官を委員長とする公共外交委員会の設置等が規定され、外交部を中心とした推進体制に係る法的基盤が整備された。以下、同法の全文を訳出する。

2 公共外交法 (法律第 13951 号)

第1条(目的)

この法律は、公共外交活動に必要な事項を規定し、公共外交の強化及び効率性向上の 基盤を整備することにより、国際社会における大韓民国の国家イメージ及び地位の向上 に資することを目的とする。

第2条(定義)

この法律において「公共外交」とは、国が直接、又は地方公共団体及び民間部門と協力し、文化、知識、政策等を通じて大韓民国に対する外国国民の理解及び信頼を増進させる外交活動をいう。

第3条(公共外交の基本原則)

- ① 公共外交は、人類の普遍的価値及び大韓民国固有の特性をバランスよく反映して推進されなければならない。
- ② 公共外交政策は、国際社会との持続可能な友好協力増進に重点を置かなければならない。
- ③ 公共外交活動は、特定の地域又は国に偏重してはならない。

第4条(国の責務)

- ① 国は、公共外交の強化及び効率性向上のため、総合的かつ体系的な戦略及び政策を策定し、これを推進しなければならない。
- ② 国は、第1項の規定による戦略及び政策の効率的な策定及び遂行に必要な行政的及び 財政的支援策を整備しなければならない。
- ③ 国は、公共外交を効率的に遂行するため、地方公共団体及び民間部門との協力体制を 構築する等、必要な努力をしなければならない。
- ④ 国は、公共外交の重要性に対する社会的コンセンサスを形成し、国民の参加を促進するため、教育、広報等の必要な努力をしなければならない。

第5条(他の法律との関係)

- ① 公共外交 [の推進] に関しては、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律の定めるところによる。
- ② 公共外交に関し、他の法律を制定し、又は改正するときは、この法律に合致するようにしなければならない。

第6条(公共外交基本計画の策定)

- ① 外交部長官は、関係中央行政機関(注 2)の長及び特別市長・広域市長・特別自治市 長・道知事・特別自治道知事(注 3)(以下「市・道知事」という。)と協議し、公共外 交基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに策定しなければならない。
- ② 基本計画には、次の各号に掲げる事項が含まれなければならない。
 - 1. 公共外交活動の政策の方向性及び推進目標
 - 2. 公共外交のための主要政策の策定及び調整に関する事項
 - 3. 公共外交のための財源の調達及び運用に関する事項
 - 4. 公共外交に関する基盤整備、制度改善及び評価に関する事項
 - 5. 公共外交のための地方公共団体に対する支援策
 - 6. 公共外交のための民間部門に対する支援策
 - 7. その他公共外交活動に必要な事項
- ③ 基本計画は、第8条の規定による公共外交委員会の審議を経て確定する。この場合において、外交部長官は確定された基本計画を関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知しなければならない。

第7条 (公共外交実施計画等の策定)

- ① 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、基本計画に基づき、毎年公共外交活動の実施計画(以下「実施計画」という。)を策定・実施し、外交部長官に実施計画及び推進 実績を提出しなければならない。
- ② 外交部長官は、基本計画に基づき、第1項の規定による実施計画及び外交部独自の実施計画を統合した総合的な実施計画(以下「総合実施計画」という。)を、毎年策定し実施する。
- ③ 在外公館の長は、総合実施計画に基づき、管轄地域の在外公館及び「公共機関の運営に関する法律」の規定による公共機関(以下「公共機関」という。)の活動を含む公共外交活動計画を、毎年策定し実施しなければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定による計画を策定し実施するに当たり、事業の類似及び 重複を避けなければならず、特に地域別及び国別の現地特性を考慮して策定され実施さ れるよう、関係機関の間で緊密に協議しなければならない。
- ⑤ 外交部長官は、総合実施計画及び第3項の規定による在外公館の管轄地域に対する活動計画の内容及び結果を、関係中央行政機関の長及び市・道知事に通知しなければならない。
- ⑥ その他実施計画及び総合実施計画の策定及び実施に必要な事項は、大統領令で定める。

第8条(公共外交委員会)

- ① 公共外交政策の総合的かつ体系的な推進のための主要事項を審議及び調整するため、 外交部長官の下に公共外交委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- ② 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議及び調整する。
 - 1. 基本計画の策定、変更及び推進に関する事項
 - 2. 総合実施計画の策定及び評価に関する事項
 - 3. 公共外交業務の省庁間の協力及び調整に関する事項
 - 4. 公共外交に関連した国民参加、官民協力等に関する事項
 - 5. その他公共外交に関連して委員長が会議に付す事項
- ③ 委員会は、委員長を含む 20 人以内の委員で構成する。委員長は外交部長官とし、委員 は関係中央行政機関の次官、次官級公務員並びに公共外交に関する専門知識及び経験の 豊富な者の中から、大統領令で定めるところにより外交部長官が任命又は委嘱する。
- ④ その他委員会の構成、運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第9条(地方公共団体及び民間部門に対する支援)

- ① 国は、地方公共団体が公共外交活動のために協力を要請するときは、必要な支援を行うことができる。
- ② 国は、民間部門の公共外交への参加を活性化させるために必要なときは、予算の範囲において経費の全部若しくは一部を補助し、又は業務遂行に必要な行政的支援を行うことができる。
- ③ 第1項及び第2項の規定による支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第10条(実態調査)

- ① 外交部長官は、公共外交政策の策定及び実施のため、公共外交の現況に関する実態調査を実施することができる。
- ② 第1項の規定による実態調査の対象、方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第11条(公共外交総合情報システムの構築及び運営)

- ① 外交部長官は、公共外交を体系的かつ効率的に推進し、関係機関等に有用な情報を提供するため、公共外交総合情報システムを構築し運営することができる。
- ② 外交部長官は、公共外交総合情報システムの構築及び運営のために必要なときは、関係中央行政機関の長、市・道知事、公共機関の長等に必要な資料の提供を要請することができる。この場合において、資料提出の要請を受けた関係中央行政機関の長等は、特別な事情がない限り、これに従わなければならない。

第12条(公共外交推進機関の指定等)

- ① 外交部長官は、公共外交の推進に必要な事業を効率的に遂行するため、公共外交推進機関(以下「推進機関」という。)を指定することができる。
- ② 推進機関は、次の各号に掲げる事業を行う。
 - 1. 総合実施計画及び実施計画の策定の支援
 - 2. 国内外の公共外交推進関連機関・団体等との協力体制の構築
 - 3. 公共外交総合情報システムの構築及び運営
 - 4. 公共外交活動のための教育、相談、広報等の支援事業の実施
 - 5. 公共外交活動のための専門人材の養成
 - 6. 公共外交の実態調査及び統計の作成
 - 7. その他推進機関の指定の目的を達成するのに必要な事業
- ③ 外交部長官は、推進機関の運営等に必要な経費を支援することができる。
- ④ 推進機関の指定、運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第13条(国会報告)

政府は、毎年、定期国会開会までに、基本計画及び総合実施計画の推進状況等に関する報告書を作成し、国会に提出しなければならない。

附則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

÷

- (1) 米国の国際政治学者ジョセフ・S・ナイが提唱した概念。軍事力や経済力で表される「ハードパワー」 に対比される概念で、文化、価値観等の魅力により相手を自発的に自分の望む方向に導く力を指す。
- (2) 中央行政機関とは、原則として中央省庁を指すが、個別法により新たに設置することも可能である。
- (3) 特別市はソウル特別市を、広域市は仁川広域市、光州広域市、大田広域市、大邱広域市、釜山広域市及び蔚山広域市を、特別自治市は世宗特別自治市を、道は済州特別自治道以外の道を、特別自治道は済州特別自治道をそれぞれ指す。いずれも広域自治体である。

参考文献 (インターネット情報は 2016 年 9 月 15 日現在である。[] 内は筆者による補記)

- 「[1918454] 공공외교법안(대안)(외교통일위원장)」 http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_IIC5U1C1J0S3D1R6T1F0O3P1A3Q8X3>
- ・「공공외교」외교부ウェブサイト http://www.publicdiplomacy.go.kr/
- ・金泰煥「韓国におけるパブリック・ディプロマシーの現況」金子将史・北野充編著『パブリック・ディプロマシー戦略—イメージを競う国家間ゲームにいかに勝利するか—』PHP 研究所, 2014, pp.113-133.